

# 進路だより

北九州市立特別支援学校  
北九州中央高等学園 進路支援部  
令和5年9月7日(木)  
第15号

## ◆「障害支援区分」とは◆

障害のある方が、必要な障害福祉サービスをより安心して利用することができるように、平成24年4月から新たに「計画相談支援」サービスが創設され、平成27年3月末には、全ての障害福祉サービス利用者に、「サービス等利用計画案」の作成が必要となりました。

障害支援区分とは「障害のある方が必要とする支援の度合いを総合的に示すもの」で、障害福祉サービスを利用するにあたり、必要となるものです。

## ◎「障害支援区分」は6段階に分けられる

障害支援区分は、1～6段階に分けられていて、一番支援の度合いが低いのは1、支援を多く必要とする度合いが一番高くなると、最大数値の6となります。また、障害者手帳を所持していても、1～6の区分ではなく、非該当と判定される場合も見られ、判定された障害支援区分の数値によっては、利用できない障害福祉サービス事業もあります。

障害支援区分の認定のためには、市町村の担当窓口(障害福祉課など)へ申請をして、認定調査(訪問調査)を受ける必要があります。

## ◎「認定調査(訪問調査)」とは

障害支援区分の認定は、複数の要素(訪問調査や医師の意見書)から総合的に判定されます。また、審査判定基準には「過去に申請した人の認定結果のデータ」なども含まれます。

審査をする側へ向けたマニュアル(基準)はありますが、判定は総合的に決まるため、申請希望者が「この症状ならこの数値の区分」と自己判断できるものではなく、一次判定と二次判定により認定されます。

一次判定では、認定調査員による調査が行われます。認定調査員が家庭を訪問して、本人と保護者の参加のもと、聞き取りが行われます。認定調査員による聞き取り調査結果(80項目)と、医師の意見書の一部をも



とにコンピューターによって判定されます。訪問調査では、少しでもできないことや少しでも支援が必要なことがあれば、認定調査員にしっかり伝えましょう。

次に、各市町村の審査会による二次判定がおこなわれます。二次判定では、認定調査員による特記事項(特別に書き記した項目)などをもとにして、総合的に区分を判定します。

## ◎障害支援区分の認定調査項目(80項目)

- 1 移動や動作等に関連する項目(12項目)
- 2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- 3 意思疎通等に関連する項目(6項目)
- 4 行動障害に関連する項目(34項目)
- 5 特別な医療に関連する項目(12項目)